

金融検査指摘事例集別冊 3

〔外国銀行在日支店等〕

平成22年 7 月
金融庁検査局

<別冊 3 目次>

《預金等受入金融機関》

〈外国銀行海外本部〉

- 海外本部経営陣による在日支店等の管理態勢等の整備・確立状況・・・・・・・・・・ 1

〈外国銀行在日支店等〉

- I. 在日支店等経営による管理態勢等の整備・確立状況・・・・・・・・ 3
- II. 在日支店等管理者による管理態勢等の整備・確立状況・・・・・・・・ 9

《信託業務の取扱い》

- 在日信託銀行経営陣や管理者による信託業務の態勢整備・確立状況・・・・・・・・ 16

《預金等受入金融機関》

〈外国銀行海外本部〉

○海外本部経営陣による在日支店等の管理態勢等の整備・確立状況

◇ 指摘事例

(1) 海外本部が、在日支店等経営陣に対する適正かつ適切な権限の委譲を行っていない事例

- 海外本部は、当庁の検査・監督権限が及ばない海外に設立したペーパー・カンパニーの代表者を在日代表兼最高責任者とし、在日支店等の経営を実質的に掌握させている。このため、在日支店等における取締役会において実質的な議論が行われていないなど、各取締役の権限・責任や取締役会が本来有していなければならない監督責任が形骸化し、取締役会の機能発揮は不十分となっている。

この結果、在日代表者は、大口信託委託者等の顧客の非公開情報を、顧客の同意を得ないまま、グループ投信投資顧問会社と共有しているなどの実態が認められる。

(2) 海外本部が、在日支店等の監督・管理及び監視体制の整備・維持を図っていない事例

- 海外本部が、適切な経営管理が行われるよう態勢の整備・強化に努めていないため、在日支店等において、顧客保護等に関する規程の未整備やグループ会社間の取引に係る適切性の未検証に加え、在日グループ拠点間のリスク管理について、当支店及び当行グループ会社間で共通のシステムアクセス権限が付与されている。

(3) 海外本部が、在日支店等に対し実施している内部監査に問題が認められる事例

- 在日代表者は、在日支店等送金業務に特化した業務を行っていることから、同業務を最も高い管理を要するリスクとして認識し、本人確認や疑わしい取引の届出等の内部管理態勢を把握することとしている。

こうした中、海外本部の内部監査部門は、当支店に内部監査部門がないことから、当支店に対し2年に1度監査を実施しているが、本人確認や疑わしい取引について、法令等を踏まえた深度ある監査を行っておらず、今回検査の指摘事項である規程やマニュアルの未整備などについて、看過している事例が認められる。

- 在日支店等の内部監査については、海外本部の内部監査部門（以下、「本店等」という。）と在日支店等の内部監査担当者（以下、「在日支店監査人」という。）が共同で実施している。在日支店監査人は、業務のリスク評価を行って本店等に報告し、本店等は、当該評価を基に年次監査計画及び実施項目等を策定している。

しかしながら、当支店において、損失を伴う事務事故が発生していること

から、在日支店監査人が、オペレーショナル・リスクは高いと評価して本店等に報告しているにもかかわらず、同部は翌期以降の監査において当該リスクを監査対象項目に選定していない。また、在日支店監査人は、本店等に対して、当該リスクを監査対象項目とすることを要求していない。

このため、リスク評価に基づく内部監査が実施されておらず、事務事故の改善状況のフォローアップがなされていない。

(4) 海外本部が、システム変更に伴い影響を受ける在日支店部門の特定を行っていないことから、勘定科目コードの変更が伝えられておらず、多数の不明取引が発生している事例

- ・ 海外本部主導で行うシステムの変更について、本支店間の連携が図られていないことから、海外本部は、在日支店等においてシステム変更の影響を受ける部門を洗い出して連絡しておらず、海外本部から連絡を受けたシステム所管部門も、関連する他の部門に連絡していない。

このため、債券取引システムの変更について、勘定科目コードの変更の事実が在日支店等の関連部門に伝えられておらず、多数の不明取引として扱われるなど、本支店間及び支店内部でのシステム変更への対応態勢に問題が認められる。

(5) 海外本部が、本部監査と在日支店等監査の調整を行っていないことから、疑わしい取引の検証態勢などを監査していない事例

- ・ 海外送金について、海外本部の内部監査部門は、本部の内部監査規程及び監査計画に基づき、在日支店等監査を行っている。また、在日支店監査人は、本部内部監査部門による監査とは別に支店監査を行っている。

しかしながら、海外本部の内部監査部門及び在日支店監査人は、在日支店等のリスクを洗い出した上で監査対象項目の選定を行っていないことなどから、疑わしい取引などリスクの高い項目について監査を実施していない事例が認められる。

〈外国銀行在日支店等〉

I. 在日支店等経営陣による管理態勢等の整備・確立状況

1. 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－

◇ 指摘事例

(1) 在日代表者が、複数の拠点を統括管理していない事例

- 出張所の管理について、在日代表者は、海外本部が定めた規定に基づき、複数の出張所を統括管理することとなっているものの、同出張所から在日支店等への具体的な報告ルールを定めていない。

このため、在日代表者は、同出張所の自店検査結果を受領していないなど、同出張所に対する実態把握が不十分となっている。

(2) 在日代表者が、前任者との不十分な引継により、問題点が未解消となっているなど、内部管理態勢の整備に問題が認められる事例

- 内部管理態勢における問題点の改善に向けた取組について、在日代表者は、前任者との引継を適切に行っていなかったことから、「前任者が前回検査を踏まえて改善する」とした異例取扱規程の未整備に関する問題点を把握しておらず、今回検査時点においても、依然として当該問題点を改善していない。

(3) 在日代表者が、業務改善命令に対する当庁への業務改善状況の報告どおりの対応を行っていない事例

- 在日代表者は、各業務に係る法令等遵守や内部管理態勢の充実・強化のための検証を十分に行っておらず、経営委員会やコンプライアンス部への適切な指示を行っていない。

このため、当庁からの業務改善命令に対する業務改善状況の報告において実施することとしていた内部監査部門等への改善策の実施報告や、苦情処理体制などについて整備を図っていない。

(4) 在日代表者が、態勢上の弱点を把握するための内部監査の実施を海外本部に対し、要請していない事例

- 在日代表者は、海外本部の内部監査部門による監査がマネー・ローンダリングやインサイダー取引防止の検証にとどまっていることを認識しているにもかかわらず、海外本部に対し、当在日支店等の本邦法令等の遵守状況や内部管理態勢上の弱点を把握するための監査の実施を要請するなどの対応を行っていない。

(5) 在日支店等が、外部監査の指摘に対する改善に取り組んでいない事例

- 在日支店等は、外部監査において「一般貸倒引当金の引当方法が2在日支店等の間で統一されていない」という指摘を受けている。

しかしながら、在日支店等は、当該指摘への対応について、所管部門に対して具体的な対応を示していないことから、引当方法の統一が図られていない。

(6) 在日代表者が、内部監査人の独立性を確保していない事例

- ・ 在日代表者は、内部監査人の独立性を確保するため、規程に基づき同監査人を自らの指揮系統化に置いているとしているが、運用上は、コンプライアンス・オフィサーの指揮命令下にあり、その独立性が十分に確保されていない。

2. 法令等遵守態勢

◆ 評 定 事 例

コンプライアンス・オフィサーが、一部研修の未受講者へのフォローアップを行っていないという問題点が認められる事例【Aに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 新規業務の取組時には、必ず弁護士に照会を行ったうえで、疑義がない場合のみ新規業務に取り組むこととしている。
- ・ 主要な業務は海外送金及び両替である。
- ・ 送金手数料及び外国為替売買手数料が当支店の主な収入源である。
- ・ 研修未受講者に対しては、海外送金や両替業務に係る個別研修時にフォローアップ実施済みであり、顧客等への影響は限定的。

【検査結果】

在日代表者は、コンプライアンス・オフィサーを任命し、在日支店等の主要業務である送金業務を踏まえた本人確認事務の徹底や法令等の改正に関連した研修を実施するなどの態勢整備を図っている。

こうした中、コンプライアンス・オフィサーが新規採用職員や臨時雇用職員に対するコンプライアンス研修について、一部の未受講者へのフォローアップを行っていないという問題点が認められるものの、在日代表者は、新規業務の取扱いにあたっては、弁護士への意見の徴求など、法令等遵守に重点を置いた業務運営に注力し、日常業務において問題が生じないように、法令等遵守を重視した管理・運営態勢としている。

◇ 指 摘 事 例

(1) 在日代表者が、コンプライアンス・オフィサーに反社会的勢力に対する取組について、適切な指示を行っていない事例

- ・ 在日代表者は、コンプライアンス・オフィサーに対して反社会的勢力に対する取組について適切な指示を行っていない。

このため、コンプライアンス・オフィサーは、反社会的勢力に対する行動指針やトラブル発生時の対応マニュアル等を整備していないほか、役職員への研修が未実施であるなど、同勢力との取引遮断に係る周知徹底を図っていない事例が認められる。

(2) 在日代表者が、本人確認態勢を適切に整備していない事例

- ・ 送金業務に係る顧客等の本人確認において、在日代表者は、コンプライアンス・オフィサーに適切な指示を行っていないことなどから、必要な態勢を整備しておらず、有効期限切れの本人確認書類や、住所等が確認できない不

適格な本人確認書類で本人確認済みとしている事例などが認められる。

(3) 在日支店等が、当局の事前承認がないまま、新規業務を開始している事例

- ・ 在日支店等が、新たな業務としてコール・マネーによる資金調達を開始するにあたり、銀行業の免許書に付された「資金市場取引（コール・ローン/コール・マネー）は行わない」との条件の内容を認識していなかったことから、新たな業務を行う際に必要な金融庁長官の事前承認を得ていない。

(4) コンプライアンス委員会が、適切なコンプライアンス・マニュアルを作成していない事例

- ・ 在日支店等のコンプライアンス委員会は、コンプライアンス・マニュアルを、法令等遵守に係る基本原則として位置づけているが、同マニュアルの作成にあたり、リスクの洗出しを踏まえて、具体的・実効的なルール策定に向けた検討を行っていない。

このため、遵守すべき事項等が抽象的表現にとどまり、職員の理解が不十分となっているほか、適時の改訂やレビューも行っていない。

(5) 在日支店等が、無認可の店舗外施設において営業を行っているほか、富くじを販売している事例

- ・ 在日支店等が、銀行法第 47 条の 2（従たる外国銀行支店の設置等）の規程に基づく認可を得ずに、当在日支店等以外の施設において、海外送金、外国為替業務を行っているほか、当在日支店等においても、海外本店が発行する富くじを販売している。

(6) 在日支店等が、銀行法第 12 条に違反する業務を行っている事例

- ・ 在日支店等が、銀行法上、「銀行その他金融業を行う者」に該当しない本店が行っている有価証券の貸付を行う業務について、実質的に貸付けの代理を行うなど、銀行法第 12 条に定める銀行の他行禁止義務に違反している事例が認められる。

3. 顧客保護等管理態勢

◆ 評 定 事 例

一部の部署が、顧客情報が含まれている契約書を金庫等ではなく、執務デスクに格納している事例【Aに近いB評価】

（規模・特性等）

- ・ 前回検査において、預金者に対する預金金利、手数料の明示の不備や内部規程等の整備に係る態勢が不十分との指摘を受けている。
- ・ 証券化商品の開発・販売に注力している。（ノンバンク向けに限られた展開）
- ・ 顧客情報管理不備の問題については、該当事例はわずか数件で、顧客等への影響は限定的。

【検査結果】

在日代表者は、個人情報保護方針や個人情報保護規程等を整備するとともに、

コンプライアンス・オフィサーを任命し、同オフィサーに役職員に対する個人情報保護法や関連ガイドライン等に関する研修を実施させ、顧客情報管理の重要性について周知徹底を図っているほか、同オフィサーは、各部署における顧客情報の管理状況について定期的にモニタリングを行っている。

そのほか、前回検査における顧客への預金金利等の明示不備などの指摘に対して、銀行法第12条の2に基づく預金等に係る金利及び手数料の明示や業務に関する重要な事項の説明に係る規程を整備しており、改善が図られている。

こうした中、一部の部署において、顧客情報漏えい等は発生していないが、内部規程に反し、顧客情報が含まれている契約書を金庫室等に格納することなく、職員の執務デスクに格納している。

◇ 指摘事例

○ 顧客情報統括責任者が、役職員に対して顧客情報管理規程の周知を行っていない事例

- 顧客情報の漏えいについて、顧客情報統括管理責任者は、役職員に対する顧客情報管理規程の周知を行っていない。このため、営業部において、顧客から海外送金口座の追加登録の申込みを受けた際に、誤って別の顧客名で入力処理し、個人情報を含む当該顧客情報を別の顧客に誤送付したにもかかわらず、当該顧客に事実関係の説明を行っていない事例が認められる。

4. 信用リスク管理態勢

◆ 評定事例

(1) 在日支店等のリスク管理委員会が、的確にリスクの状況を把握しているほか、シンジケート・ローンについても適切な融資審査を行っているなど、十分な管理態勢を構築している事例【A評価】

(規模・特性等)

- 金融機関からの借入金等により調達を行い、外国証券や海外への貸出を中心に運用している。
- 海外本店等がアレンジしたシンジケート・ローンへの参加が与信の大部分を占めており、決定した高格付に基づき与信を実行しているほか、与信額も低額に抑えられている。

【検査結果】

担当部門であるミドルオフィスは、債務者の経営状態などの信用分析を行ったうえで、国別・業種別等のエクスポージャーなどをリスク管理委員会に報告し、同委員会が支店全体のリスク状況の把握を行っている。また、融資部門は貸出の9割以上を占める、本店のアレンジしたシンジケート・ローンについて、海外本部が提供する債務者の情報等に基づき、在日支店等として適切に参加の可否判断を行っており、貸倒等は発生していない。さらに、上記シンジケート・ローン以外の融資については、与信審議委員会が本店の定めた内部規程に従った融資審査を行っており、リスク管理委員会が十分な管理態勢を構築している。

(2) 在日代表者が、融資の審査態勢整備を十分に行っていないことから、融資

部門において、融資実行後、短期間で破綻した事例や、所定の手続を行わないまま貸出条件を変更している事例 【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要業務は貸出業務（主に債権担保貸付や不動産担保貸付）
- ・ 貸出を主要業務としている中、適切な与信審査が行われておらず、与信実行後、短期間で破綻している債務者が複数発生しているなど、経営に及ぼす影響は大きい。

【検査結果】

在日代表者及び営業部担当副代表は、融資営業に傾注した業務を行っているにもかかわらず、融資審査において債務者の実態を的確に把握するための十分な人員配置を行っていないほか、在日支店等の審査部門における与信稟議審査態勢の問題点について、改善に向けた検討を行っていない。

このため、以下のような問題事例が認められる。

- ・ 大口与信先に対する債権担保融資について、営業部及び審査部門は、担保債権の額、債務者の負債状況、資金使途、資金繰り状況などの実態を十分に把握していなかったことから、融資実行後短期間で実質的に経営破綻に陥り、当在日支店等に甚大な損害を与えた複数の事例。
- ・ 与信管理について、営業部門は、顧客との間で締結した多数の覚書の締結状況や内容を審査部門に報告する体制を整備していないことから、既に審査部門により実施されている稟議内容との整合性等の確認等を行うことなく、当該覚書に基づき貸出条件を変更している事例。

5. 市場リスク管理態勢

◇ 指摘事例

○ 在日支店等が、フロント、バックオフィス間での相互牽制機能を発揮するための態勢整備を行っていない事例

- ・ 市場リスク管理について、市場取引部門（フロント）は、海外本部が策定した市場リスク管理規程に基づき市場取引を行っており、オーバーナイトのポジション保有額も僅少であるなど、リスクを限定した運用を行っている。
こうした中、在日支店等経営陣は、フロント及びバックの業務により相互牽制機能が発揮されていないほか、自店監査においても、フロント業務担当者に対して他部署によるクロス・チェックを行っていない事例が認められるにもかかわらず、適切な対応を行っていない。

6. 流動性リスク管理態勢

◆ 評定事例

(1) リスク管理委員会が、適切に流動性リスクの状況報告を受け、コンティンジェンシー・プランを踏まえた対応策を指示しているなど、十分な管理態勢を構築している事例【A評価】

(規模・特性等)

- ・ グループ会社への円の供給機関として調達を行っている。

- ・ 調達的大部分は本支店勘定の貸出となっており、実質的な運用は限定されたものとなっている。当在日支店等の資金繰りにあたっては、海外本店等は当在日支店等の手元残高を日々確認の上、貸出残高を縮小するなど適切な対応を行っており、現状、経営に及ぼす影響は認められない。

【検査結果】

リスク管理委員会は、流動性リスク管理方針を定め、流動性リスク管理及び資金繰り管理を行う資金部門から、流動性リスク及び資金調達の状況報告を受けている。また、同部門は、日々の資金ギャップをコール市場からの調達に支障のない範囲にとどめているほか、コンティンジェンシー・プランにおいて、4つの逼迫度区分を具体的な事象に基づき設定し、各レベルに応じた対応策を策定している。

(2) 在日支店等が、邦銀からのコミットメント・ラインの大半を貸出金等の原資に充当しており、海外本部からの資金調達のみでは対応しきれないおそれがあるにもかかわらず、同コミットメント・ラインに代わる調達手段の検討を行っていない事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要業務は、預金受入、貸出のほか、海外証券を中心とした証券投資業務、貿易に係る為替売買などである。
- ・ バイヤーズ・クレジットに積極的に取り組んでおり、与信残高が急増している中、適切な調達手段を検討していないなど、経営に及ぼす影響は大きい。

【検査結果】

在日代表者は、コンティンジェンシー・プランにおいて、緊急時における資金調達手段として、海外本部からの調達に加え、邦銀のコミットメント・ラインを設定している。しかしながら、当該コミットメント・ラインと海外本部からの資金調達以外の対応策を定めていないことから、以下のような問題が認められる。

- ・ 流動性危機時の資金調達について、在日代表者は、緊急時の借入先として設定したコミットメント・ラインの大半を既に貸出金等の原資に充当しており、海外本部からの調達では対応しきれないおそれがあるにもかかわらず、同コミットメント・ラインに代わる調達手段の検討を行っていない。
- ・ 在日支店等コンティンジェンシー・プランについて、在日代表者は、近年の金融環境変化を受けて、緊急時の借入先として設定したコミットメント・ラインのスプレッドが上昇し、借入期間が短縮されているにもかかわらず、同プランにおいて、当在日支店等における資金繰りの逼迫度区分や逼迫度に応じた対応策を定めていない。

◇ 指摘事例

○ 在日支店等が、運用と調達のギャップに係る限度枠管理を適切に行っていない事例

- ・ 在日支店等経営陣が、毎月末の運用と調達のギャップを海外本部より定められた限度枠内に維持することを求められているが、限度枠を超過した場合の在日支店等内における報告態勢を整備していない。

このため、流動性リスク管理統括部門は限度額の超過状況を把握しておらず、適切な措置を講じる態勢となっていない。

Ⅱ. 在日支店等管理者による管理態勢等の整備・確立状況

1. 法令等遵守態勢

◇ 指摘事例

(1) コンプライアンス担当者が、銀行法の理解不足から同法に基づく利益準備金相当額の国内保有資産を確保していない事例

- ・ 在日支店等の利益準備金相当額の資産の国内保有義務について、コンプライアンス担当者は、銀行法施行令第13条第2項¹に定める保有すべき国内資産の内容について十分に理解していないことから、長期間にわたり国内保有資産に不足額が認められる。

(2) システム管理者が、資産凍結先に対する取引関係遮断対策を適切に実施していない事例

- ・ システム管理者は、タリバーン関係者等に対する資産凍結措置の対応について、システム整備等を理由として当該関係者のシステム登録を先延ばししているにもかかわらず、その間の対応策を検討していないため、適切な法対応が実施されていない。

(3) コンプライアンス・オフィサーが、疑わしい取引の届出対応を適切に行っていない事例

- ・ コンプライアンス・オフィサーは、警察から捜査関係事項照会を受けた際に、在日支店等との取引がなかった者について、疑わしい取引を検証するためのリストに登載していない。このため、同リストに登載しなかった者の送金取引が、疑わしい取引の届出漏れとなっている。

また、コンプライアンス・オフィサーは、現金送金以外の預金や融資等の取引を疑わしい取引の届出に係る検証の対象としていない。このため、リストに登載された預金口座に多額の預金があった直後に、当該口座から多額の送金をしている取引について、預金を同届出の検証の対象外としていることから、疑わしい取引の届出に係る検証を行っていない。

- ・ コンプライアンス・オフィサーは、在日支店等で請け負っている地方銀行等の外国送金オペレーション業務に関し、同業務は地方銀行等の事務代行であり、同業務に係る疑わしい取引のモニタリングは、第一次的な届出義務を有する地方銀行等が実施しているとの誤った認識から、送金目的や送金頻度、同一筆跡などに着眼した疑わしい取引に係る検証を行っていない。

このため、今回検査において、同一筆跡による同日付の多額の送金が行われているなど、疑わしい取引に該当する可能性がある送金が多数認められる。

¹銀行法第18条及び同法施行令第13条第2項において、外国銀行支店は利益準備金の額が20億円に達するまで、当期純利益に金融庁長官が定める率(10分の1)を乗じて得た額を積み立てる必要がある旨規定されている。

2. 顧客保護等管理態勢

◇ 指摘事例

(1) 顧客説明管理態勢

○ コンプライアンス・オフィサーが、不公正取引の未然防止の取組を適切に行っていない事例

- ・ 優越的地位の濫用や抱き合わせ取引等の不公正取引の防止に係る当行ガイドラインにおいては、「顧客からの申出により外形上抱き合わせ取引であるとの疑義が生じかねない運用・融資の両建取引を行う場合、顧客のレバレッジリスク及び自発的な取引意思を確認するための確認書を取得すること」を営業担当者に義務付けている。

しかしながら、コンプライアンス・オフィサーは、営業担当者による当該確認書の取得状況を確認していないことから、確認書の取得漏れが認められ、不公正取引の防止措置は不十分なものとなっている。

(2) 顧客サポート等管理態勢

○ コンプライアンス担当部門が、苦情等への対応を適切に行っていない事例

- ・ コンプライアンス担当部門は、苦情処理について、報告対象とすべき苦情の定義や報告基準が明確にしているほか、職員への教育・研修を十分に行っていない。

このため、各部署間における苦情判定に差異が生じたり、または、銀行側に責任のある極めて重要度の高いものを苦情としたりするなど、コンプライアンス・オフィサーは苦情の全体像を把握・検証できていない。

(3) 顧客情報管理態勢

○ コンプライアンス担当部門が、顧客情報管理を適切に行っていない事例

- ・ コンプライアンス担当部門は、顧客が同意書の中で特定のグループ会社限定して情報の共有を認めているにもかかわらず、顧客の意思に反し、その他のグループ会社と情報の共有を行っている。

(4) 外部委託管理態勢

○ 外部委託管理責任者が、外部委託管理を適切に行っていない事例

- ・ 外部委託管理責任者は、外部委託先に対する監督が不十分であることから外部委託先において毎年多数の事務ミスが発生し、苦情となっている。

(5) 利益相反管理態勢

○ コンプライアンス担当部門が、各事案に係るモニタリングを実施していないなど、利益相反防止の取組を適切に行っていない事例

- ・ コンプライアンス担当部門は、利益相反の防止への取組について、資金証券部門に対し、グループ内証券会社と協働して取り扱う事案等のモニタリングを行っていない。

このため、資金証券部門の職員は、内部規程に反し、海外本部の承認を受けることなく、顧客と契約を締結している。

3. 信用リスク管理態勢

貸付部門が、シンジケート・ローン実行後の与信管理について、債務者の実態把握を十分に行っていない事例【Cに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 当在日支店等の主要業務は、法人向け融資や個人住宅ローンのほか、日本国内の不動産投資を行っている個人投資家への貸付業務である。
- ・ 債務者について、幹事行との情報共有が機能していることから、経営への影響は、現状、限定的であるが、与信増強を図り、貸出金利息収入が主な収益源である中、シンジケート・ローンの与信管理において、債務者の実態を把握していないなど、リスクは増大傾向。

【検査結果】

与信部門は、与信審査について、海外本部規程に基づき、与信案件を在日代表者が開催する審査会に付議し、同委員会の承認を経て実行している。また、在日代表者権限枠を超過する与信案件については、本店の承認を受けて貸付を実行する態勢としている。

しかしながら、与信部門は、シンジケート・ローンへの参加により収益増加を図ることを在日支店等の重要な経営戦略と位置づける一方、シンジケート・ローンにおいては幹事行の管理に基づき、安全に収益を確保できるものと安易な認識を有している。

このため、同部門は、幹事行の管理を過信したことから、同ローン実行後、幹事行からコベナンツ抵触の有無の確認にとどまり、幹事行から入手している与信先の決算書等をもとに自ら財務分析を行っていないなど、債務者の実態を把握していない。

◇ 指摘事例

(1) 与信部門が、貸出審査にあたり、債務者の実態把握を適切に行っていない事例

- ・ 与信部門は、貸出審査について、与信規程等に基づき貸出を行うほか、在日代表者専決権限の貸出については、実行状況を月に2回海外本店に報告している。また、同部門による法人格付の見直しについて、海外本部による検証が毎年行われている。

しかしながら、個人向け融資において、融資担当者が債務者の業況など、実態把握を行わずに、担保となり得る不動産の所有状況で貸出審査を行っている。

(2) 資産査定において、適時に見直す態勢となっていないことから、債務者の破綻まで適切な管理を行っていない事例

- ・ 審査部門は、与信審査にあたっては、与信管理規程に基づき、年次で財務分析の監査結果や、外部格付機関による格付を参考に債務者区分を判定している。

しかしながら、決算短信に基づき大幅な赤字となることを把握していたに

もかかわらず、債務者区分を正常先としていた結果、その後、会社更生手続の申立てとなった事例が認められるなど、与信管理部門は、融資先の業況変化を踏まえた債務者区分の変更等への対応態勢を構築していない。

4. 資産査定管理態勢

◇ 指摘事例

○ 与信管理部門が、資産査定マニュアルを整備していないなど、適切な取組を行っていない事例

- ・ 与信管理部門は、資産査定において、資産査定マニュアルを策定することとしているものの、債務者の実態を把握することなく、主に延滞の有無を基準として債務者区分を判断する運用を行っていることから、これまでに同マニュアルを策定していない。このため、債務者の現状から、破綻懸念先や要注意先相当の債務者を「正常先相当」と区分している。

5. 市場リスク管理態勢

◇ 指摘事例

(1) リスク管理部門が、外貨ポジション管理を適切に行っていない事例

- ・ リスク管理部門は、外貨ポジション管理において、内部規程に反し、在日代表者に報告することもなくポジション限度額を超過している米国ドルの保有を容認しているほか、フロントの使用する管理システムにはデータが未入力であり、ポジション管理の基礎的データが欠落したまま同システムを運用している。
- ・ 市場リスク管理部門は、日中のポジション枠について、内部規程に従った遵守状況の検証を行っていないことから、今回検査で指摘を受けるまでポジション枠の超過を看過しており、経営陣へ報告していない。

(2) 市場リスク管理部門が、市場リスク量を適切に計測していない事例

- ・ 在日支店等は、月次の統合リスク管理委員会において市場リスク管理部門から市場リスク量の報告を受けたうえで、リスク枠との対比などの検討を行っている。
しかしながら、市場リスク管理部門は、リスク量（VaR）の計測にあたり、リスク資産の保有期間について、実際の保有期間を反映することなく単に1日として市場リスク量事務を計測している。

(3) 市場取引部門が、オフマーケット・レート取引に係る規程等を整備していない事例

- ・ 市場取引部門は、仕組借入及びヘッジ・デリバティブについて、時価算定基準や約定手続に係るマニュアルを整備していない。また、為替取引等においても当支店が定める基準に該当するオフマーケット・レートによる取引について、その妥当性を検証しているが、明確な判断基準や問題取引と判断した場合の内部手続規程を定めていない。

6. 流動性リスク管理態勢

◇ 指摘事例

(1) 流動性リスク管理部門が、流動性危機時を想定した具体的な対応基準を定めていない事例

- ・ 流動性リスク管理部門は、流動性危機時の対応策について、在日支店等の流動性リスクポリシーの策定にあたり、流動性平常時のレポーティング・ラインを下回ることを想定していなかったことから、流動性危機時における在日支店等内及び本店との連絡・報告に係る具体的な対応手順を定めていない。

(2) 流動性リスク管理部門が、コンティンジェンシー・プランにおいて、資金調達手段を定めていない事例

- ・ 流動性リスク管理部門は、流動性危機時における調達可能性の検討を行っていないことから、コンティンジェンシー・プランにおいて、コミットメント・ライン契約を結んでいない金融機関を危機時の調達先と規定しており、流動性危機時における確実な資金調達手段が確保できていない。

7. オペレーショナル・リスク管理態勢

【オペレーショナル・リスク管理態勢】

◇ 指摘事例

○ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門が、外部監査の指摘事項に対する対応を適切に行っていない事例

- ・ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、外部監査の指摘事項に対する各所管部署の改善状況及び進捗状況のモニタリングを行っていないことから、一部の部署が改善策の着手等をもって対応済とする不適切な報告を行っているにもかかわらず、当該事実を看過している。

【事務リスク管理態勢】

◇ 指摘事例

(1) 事務管理部門が、情報記録媒体の管理規程を策定していない事例

- ・ 事務管理部門は、フロッピーディスク等の情報記録媒体の管理について、貸与・使用するための承認手続を定めていないことから、責任者による一元的な管理や定期的な保有状況の確認が行われていない。

(2) オペレーション担当部門が、海外向け送金事務管理を適切に行っていない事例

- ・ オペレーション担当部門は、海外送金において多数の送金ミスが発生しているにもかかわらず、送金ミスの全体像の把握や、ミスの要因分析を行っていないなど、再発防止態勢が不十分となっている。

(3) 事務統括部門が、事務ミス及管理及び削減に向けた取組を適切に行っていない事例

- ・ 事務統括部門は、各部で発生した事務ミス及管理及び削減に向けた取組について、事務ミス報告書に記載された原因、再発防止策及び発生部署別の件数を集計するにとどまり、事務ミスの発生原因分析が不十分であることから、実効性のある具体的な再発防止策を策定していない。

このため、資金繰り管理部門において、システムにおける各種データの入力事務が煩雑な事務処理プロセスとなっている中、事務担当者の不注意などによる有価証券の売買誤り、預金入力誤り等の事務ミスが繰り返し発生している。

(4) 事務統括部門が、異例取扱いの管理を適切に行っていない事例

- ・ 異例取扱いの管理について、各部署からの異例取扱いの申請が増加傾向にある中、貸付信託の契約書等未着の状態での実行、担保不動産の火災保険の質権設定の長期未完等の異例取扱いが常態化している。

しかしながら、事務統括部門は、その発生要因分析を行っておらず、貸付信託等の担当部門における異例取扱いの常態化を踏まえた業務マニュアル等の見直しを行っていない。

【システムリスク管理態勢】

◇ 指摘事例

(1) システムリスク管理部門が、情報記録媒体の管理を適切に行っていない事例

- ・ システムリスク管理部門は、情報セキュリティ管理について、情報記録媒体の管理を各部門任せとし、情報記録媒体の使用・保管の実態を把握していない。このため、内部規程において、行内のコンピュータには、配付された情報記録媒体以外は使用してはならない旨規定しているにもかかわらず、資金決済部門において、内部規程に基づき配付された情報記録媒体以外のUSBフラッシュメモリが使用されている。

(2) 業務担当部門が、ディーリングルーム等への入退室管理を適切に行っていない事例

- ・ 業務担当部門は、ディーリングルーム等への入退室管理に関して、暗証番号の定期的な変更について規定していないことから、長期間に渡り暗証番号が変更されていない。

(3) システム管理担当部門が、銀行法に基づくシステム障害発生報告を怠っている事例

- ・ システム管理担当部門は、システム障害の発生報告について、コンプライアンス部への報告の明確な基準及び手順等を定めていないほか、システム障害について、銀行法第24条第1項に基づく「コンピュータ・システム障害等についての資料の提出について」に関する当庁への報告を一切行っていない。

(4) システム管理担当部門が、システム障害に係る対応策を適切に実施していない事例

- ・ システム障害の対応については、在日支店等のシステムは国外に所在するセンターで集中管理されているが、システム管理担当部門は、当該センターの不具合によりシステムが機能しない場合の具体的な対応策を定めていない。
このため、過去に発生したシステム障害において、代替手段実施の判断が遅れ、支払い遅延が多数発生したほか、支払いが遅延した顧客への連絡が迅速かつ適切に行われず、顧客からの苦情が発生している。

(5) 危機管理態勢について、総務部が業務継続計画の実効性を確保していない事例

- ・ 総務部門は、危機管理態勢について、業務継続計画を作成している。こうした中、業務データのバックアップ処理が海外のデータ保管場所に集中しているにもかかわらず、国内での災害発生等のみを想定し、海外からの復旧に数時間係ることを想定していないなど業務継続計画の実効性を確保していない。

《信託業務の取扱い》

○在日信託銀行経営陣や管理者による信託業務の態勢整備・確立状

況

◇ 指摘事例

(1) 内部監査指摘事項である信託財産の管理失当などの問題や、業態間の弊害防止の取組が不十分な事例

- ・ 取締役会等は、内部監査の指摘により、信託財産の基本的な管理や、決済業務に係る長期、多数の管理失当が発生している問題を認識しているにもかかわらず、適切な措置や対応を講じることなく放置しており、信託法第 20 条²に違反している。また、前回の検査において指摘された、当在日支店等とグループ関連会社との業態間の弊害の防止措置等について、改善が十分に図られていない。

(2) 信託財産の管理失当などの問題のほか、未登録のまま、投資信託販売業務を行っている事例

- ・ 取締役会等は、当庁検査指摘に対する改善状況の報告に基づく改善を図っていない。このため、信託財産の管理や決済業務における海外源泉税還付請求の未処理及び還付金の受け取りに係る事務や経理処理が適切に行われずに長期間放置されており、信託法第 20 条に違反している。

また、投資信託販売業務の登録を受けずに、金融機関等に対し当行グループの海外運用会社が運用する投資信託の勧誘、媒介を反復、継続して行い、証券取引法第 65 条の 2 第 1 項³に違反している。

(3) 受託物件の審査にあたり、必要な重要書類が未徴求であるなど、受託審査が杜撰となっている事例

- ・ 審査担当部門は、不動産流動化案件の受託審査態勢において、受託物件のデューデリジェンスを行うための必要な重要書類である不動産鑑定書やエンジニアリング・レポート等を徴求していないなど、杜撰な受託審査となっている。

このため、アスベストやPCB等を含んだ建材等を使用した物件について、その除去等が非常に困難な場合や不能な場合に、受託案件自体が不成立となる恐れがあるにもかかわらず、多数の案件を受託している。

²現行信託法第 29 条（受託者の注意義務）

³現行金融商品取引法第 29 条（金融商品取引業者の内閣総理大臣登録）